

審査基準

令和5年9月1日作成

法令名：	大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項：	第6条の3第1項
処分の概要：	標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：	宮城県公安委員会
法令の定め：	大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の3第2項
審査基準：	判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：	14日
申請先：	警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊又は警察署交通課
問合せ先：	警察本部交通規制課（電話022-221-7171）又は警察署交通課
備考：	標章及び証明書の書換え交付については、知事も確認することができる。